

当院で整備・算定している体制について



明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。



電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院は、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを診察室にて閲覧・活用できる体制を有しております
- 電子処方箋の発行については現在検討中のため未実施です
- 電子カルテ共有サービスなどの取り組みについては現在検討中のため未実施です
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行い一定の実績を有しております
- 医療 DX^{※1}推進の耐性に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しております

※1 デジタル技術によって診察・治療・薬剤処方等の情報を最適な形で活用することで皆様がより良質な医療を受けられる体制の構築を目指す取組



一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方^{※2}によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※2 お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。



ベースアップ評価料について

当院では、令和 8 年 3 月から「ベースアップ評価料」を算定しています

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供をつづけることができるようになるための取り組みです。厚生労働省よりの指導もあり当院も導入となりました。ご理解くださいますようお願い致します



耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料および特定疾患療養管理料について

当院では患者さんの状態に応じ、医師が判断したうえで 28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応可能です。